

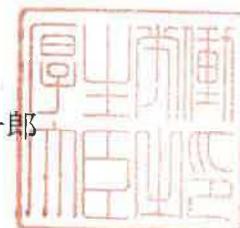
厚生労働省発基安0225第2号

令和8年2月25日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野賢一郎



別紙「クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第1 クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部改正

- 1 都道府県労働局長は、クレーン・デリック運転士免許試験のうちクレーンに係る部分の科目の学科試験と、スイッチ操作の無線式コントローラーを用いて床上で運転（クレーンのつり具の下から水平に十五メートルの範囲内の床上で運転する場合に限る。）し、かつ、その走行及び横行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のクレーン（以下「床上無線運転式クレーン」という。）を用いて行う実技試験にそれぞれ合格した者等に対し、取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン及び有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（床上操作式クレーンを除く。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を与えることができるものとする。
- 2 その他所要の改正を行う。

第2 施行期日等

- 1 この省令は、令和九年四月一日から施行する。（附則第一条関係）
- 2 この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条から第七条まで関係）